

JICHIRO KYOSAI

50

自治労共済
年の歩み

自治労共済
50年小史



自治労共済生協（全日本自治体労働者共済生活協同組合）は、自治労を母体組織として地域公共サービスに携わる労働者の連帯強化と相互扶助の理念にもとづき、1966年に設立され、非営利で共済事業を営む生活協同組合として、組合員一人ひとりが運営の担い手となり、組合員とその家族の暮らしを互いに支えあっています。

組合員の助け合いの輪を拡大し、長期にわたる組合員利益の確保と、経営基盤の強化による経営の健全性の確保を目的に、2013年6月1日より全労済と完全統合し「全労済自治労共済本部」として新たなスタートを切りました。

自治労共済生協と全労済自治労共済本部は一体となって、組合員とご家族の皆さまの生活に必要な共済制度を充実させていきます。



全労済 全国労働者共済生活協同組合連合会
自治労共済本部
全日本自治体労働者共済生活協同組合
<http://www.zenrosai.coop/zenkoku/jichiro/jichiro.php>

幸せは、ひとりじゃつけない
自治労共済生協
全日本自治体労働者共済生活協同組合
<http://www.jichiro-kyosai.jp/>

〒102-8403 東京都千代田区六番町2-15 自治労第2会館
[電話] 03-5276-0700 [FAX] 03-5210-7427

全労済 全国労働者共済生活協同組合連合会
自治労共済本部
全日本自治体労働者共済生活協同組合
<http://www.zenrosai.coop/zenkoku/jichiro/jichiro.php>

幸せは、ひとりじゃつけない
自治労共済生協
全日本自治体労働者共済生活協同組合
<http://www.jichiro-kyosai.jp/>

JICHIRO KYOSAI

50

自治労共済
50年小史

年の歩み

目次

contents

p 2 自治労共済の **前史** (産別共済の歴史) 1953年～1965年

p 4 自治労共済の **設立と発展** 1965年～1981年

p 5 自治労共済「設立趣意書」(1966年4月)

p 6 自治労共済の **あゆみ**

p 6 創立、基盤強化、そして自治労事業本部設立へ 1962年～1981年

p 8 時代の変化に合わせた制度改定 1982年～1998年

p 10 自治労共済と自治労事業本部との統合 1999年～2005年

p 12 総合保障体系の充実と、全労済との統合 2006年～2016年

p 15 **組織図、機関・推進体制**

p 16 **これからの50年にむけて**

ここでは設立趣意書にあわせて自治労共済生協(全日本自治体労働者共済生活協同組合)を「自治労共済」と表記することがあります。

これまでの 50年を振り返って



全日本自治体労働者共済生活協同組合
理事長 氏家 常雄

1966年6月1日、自治労共済は、地域公共サービスに携わる労働者の相互扶助と連帯強化の理念のもと、消費生活協同組合法に準拠する生活協同組合として総合共済事業を開始しました。

以来50年余りに渡り、組合員と各協力団体の皆さま、全労済と各地域生協の皆さま、各協力会社の皆さまの温かいご支援に支えられ、ここまで歩んできたことができました。この場をお借りしまして、皆さま方に心より感謝を申し上げます。

さて、事業開始に先立つ1966年4月25日、「自治労共済発起人会」が自治労会館で開かれています。ここで発起人一同が起案した「設立趣意書」には、「組織の底辺に組合員とその家族に対する共済世話役活動を据えてゆるぎない団結のいしずえを築くこと」の意義が説かれています。50年が経過した今でも古びることのない普遍的な価値観がこの一文に込められています。私たちの事業の本質は、「共済制度を通じて組合員に団結の場を提供すること」にあるといえます。

50年前、私たちが取り扱う共済制度は、総合共済のみでした。その後、組合員の要請や社会情勢の変化に応じ、自動車共済、火災共済、愛車見舞金共済、自然災害共済の引き受けを順次開始してまいりました。2000年代には自治労事業本部との統合を経て団体生命共済の引き受けを開始し、長期共済等を全労済に移管しました。現在は総合共済と、経過措置として継続している自動車共済の2事業の引き受けを行い、それ以外は全労済制度等を全労済自治労共済本部を通じて組合員に提供することで制度ラインナップの充実をはかっています。この間、組織の形とともに、単位生協として果たすべき役割も大きく変わってまいりました。

しかしながら、私たちの事業の本質は変わっていません。創立50年を機に、私たちは今一度設立の趣意に立ち返り、これからの50年にむけ、より強固な団結の場を組合員に提供できるよう、心あらたに奮起してまいります。

関係者の皆さま方におかれましては、これまで以上にご支援とご協力を賜りたくお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。



自治労共済の 前史

(産別共済の歴史)

1953年～1965年



1954年1月 自治労結成大会
(松江市公会堂)

労働運動の発展と 共済事業のはじまり

戦後、1946年に労働組合法が施行されてから、日本の労働運動は急速に発展しました。

1946年には日本労働組合総同盟(総同盟)、全日本産業別労働組合会議(産別会議)、1949年に、全国産別労働組合連合(新産別)、1950年に、日本労働組合総評議会(総評)が

結成され、四大ナショナルセンター体制へと繋がっていきます。

労働運動の発展と同時に、生活物資を扱う協同組合運動も活発になり、1950年頃には、共済事業実施への機運が高まりました。

1954年に、労働組合を中心とした労働者共済(労済)が大阪で始まり、発足当時は火災共済事業から実施しました。

当時、労働者が多く住む地域では火災が度々発生していましたが、

産別・単産共済の結成と 労働者共済の分立

ほとんどの住宅は無保障状態でした。労働者が生活再建のため、団結し助け合う制度として始まり広まったのが共済事業です。

その後、労働者共済は1955年に新潟、1956年には富山、長野、北海道、群馬、福島で始まり、いずれも火災共済事業を実施し、その後も非常事態や、大災害に備えるため各地に広がりました。

産別共済が初めて登場したのは、1953年8月から実施された「総同盟金属共済」でした。総評系では「全専売共済」が最も早く、1956年1月に発足しています。

労働者共済は、1957年9月、「全国労働者共済生活協同組合連合会(労済連)」「全労済」の前身を結成し、火災再共済事業を開始、1962年3月には「総合共済」制度を実施することになりました。

しかし当時の総評は、「産別共済」を提唱しており、それが労働者共済の分立を引き起こすことになりました。

1963年に発足した国労共済は、労済連の再共済という形で「産別」と「地域」の調整に先鞭をつけるとともに、「産別共済を生協法人で行う」という方向性も打ち出しました。このことを契機に、総評の公労協関係労組は続々単産共済を発足させていきました。



1964年7月 保母、看護婦(当時)のデモ

8月	1月	9月	1月	9月	10月	1月
「総同盟金属共済」発足	「労働者共済(労済)」発足 自治体労働組合の統一 自治労結成	「総同盟化学共済」発足	「全専売共済」発足 「総同盟食品共済」発足	共済事業を開始していた全国18都道府県の労働者共済生協は「全国労働者共済生活協同組合連合会(労済連)」「全労済」の前身を結成し、火災再共済事業を開始 労済連「総合共済」実施	「全造船共済」発足	



60年安保闘争

3月	4月	5月	8月	5月	8月
「全日本海員組合共済」発足	「国労共済」事業開始	全口通、日教組、動力車、全林野、全農林、全通、私鉄等が共済設立を大会決定			「日教組共済」(現：教職員共済生協)事業開始 自治労第13回別府大会で1966年6月の自治労共済発足を決定

自治労共済 「 設 立 趣 意 書 」 (1966年4月)

労働者は、その生活上のさまざまな起伏、出産、入学、結婚、災害、病気、怪我、死亡、退職などに際し、それぞれ何らかのかたちでお互いに助けあい、喜びも悲しみもともにわかちあっています。

戦後20有余年を経過して日本の労働組合運動もいろいろな意味で転機をむかえたといわれます。事実、外国の労働組合の歴史をひもといてみても、その組織の底辺に組合員とその家族に対する共済世話役活動を据えて、ゆるぎない団結のいしづえをきずいています。

労働者自らが、自らの手で生活を守るとともに、組織をより強固なものにするため、福祉共済活動を行おうとする意図もここにあります。

戦後、わたくしたち自治体労働者は、ひろく地域住民とともに地域住民の福祉増進のため努力をしまいいりました。たちおくれのひどい社会保障制度や社会福祉政策の貧困をまのあたりにみて、その改善、充実の必要性を強く感ぜざるを得ないところであります。

こうしたことから、自治体労働者は、最近社会保障や福祉活動に強い関心をもつとともに、自らの福祉活動実現の要求も非常に強くなってきております。

80万自治体労働者が自らの連帯によって、相互に生活の共済を行い、経済的、文化的に水準をたかめあうことは、当面する重要な課題となっています。

わたくしたちは、この課題を実現することにより、日本の社会保障制度や社会福祉政策の充実に貢献できるものと確信しております。

なお、わたくしたちは、この課題を実現していく過程のなかで、すでにある同一職域、地域の共済団体との関連についても、十分配慮し、ともに共存できる方向で対処していくことを確認しているところでもあります。

関係各位におかれましては、わたくしどもの意向を十分お汲みとりいただき、自治労共済の設立に積極的な御賛同、御協力をたまわるよう心からお願い申し上げます。

1966年4月23日

全日本自治体労働者共済生活協同組合 発起人会一同

発足当時、加入目標の30万人に対し、加入状況は177,692人で、目標におよばなかった。1年間の推進活動で、1966年度末(1967年3月)には約28万人となった。

1965年8月、
自治労共済の発足を決定

自治労は1964年、第12回東京大会で「自治労共済制度の基本方向」を確認し、1965年8月、

自治労共済の 設立と 発展 1965年～1981年



第13回別府大会で自治労共済の発足を決定しました。

当時は、労働組合が手がける共済事業をめぐる、さまざまな議論がされていました。自治労としても、共済事業の位置づけを明確にする必要がありました。

そのため第12回東京大会で、労働者の自主的な運動として、自治労の団結と労働者の連帯感のうえに築かれることを基本姿勢とすることを確認しました。(*1)

自治労は共済事業について「労働者の自主的な福祉活動」として

組合員の負担は軽く抑えて必要な保障を提供するとともに、自治労運動と接点を持ちながら、両者が発展していくことを展望しました。

しかし当時は、当局の全額負担による社会保障確立の闘いが進められており、「互助会制度の方が有利」、「共済制度の構築は互助会(要求闘争)を否定する」という意見もあり、論議を重ねました。その後、第13回別府大会(1965年)で設立を決定された自治労共済は、1966年6月に生協法人として正式に発足することになりました。

自治労共済制度の 基本方向 (*1)

●自治体労働者の社会的事故について、自治体労働者がその団結を基盤とする拠出によって自主的に扶助関係を確立する制度であること。

●自治労の組織活動であり、自治労の団結強化に貢献すること(自治労共済は組合の日常的世話役活動の一環)。

●企業内福祉との対決と併行した事業であること。

●生命、火災保険など、独占金融資本に一方的に占有され、しかもその収奪政策のもとにおかれている労働者大衆を解放してゆく労働運動の政策であること。

(第12回自治労定期大会で確認)



1966年4月「自治労共済」創立総会、初代理事長に栗山益夫自治労委員長(当時)が、就任

自治労共済の あゆみ

自治労共済の歩み

創立、基盤強化、
そして
自治労事業本部設立へ

1962年～
1981年



1966年4月25日、「全日本自治体労働者共済生活協同組合」の創立総会が開かれ、初代理事長に当時の栗山益夫自治労委員長が

就任しました。以降、自治労共済は「総合共済型（基本型月額50円）」の制度を発足し、自動車共済、火災共済の新設・拡充と事業基盤強化に努めてきました。

一方、1980年には自治労事業本部（全日本自治団体労働組合事業本部）が労組事業を行う事業体として設立され、団体生命共済（普通死亡最高2,000万円、災害死亡最高4,000万円）を発足させるなど、組合員ニーズに対応した共済制度を構築してきました。



『自治新聞』第579号（1966年5月11日付）自治労共済は、1966年4月25日、創立総会を開き、全員加入へ全力をつくすことを決定しました。労働者の相互扶助と組織強化を目的にした自治労共済に、各県本部・単組における取り組みの強化が大いに期待されました。

○自治労共済の発足決定（自治労第13回別府大会）

○4月25日

「全日本自治体労働者共済生活協同組合」創立総会

○出資金額 1口50円

○6月1日

総合共済Ⅰ型制度発足（基本型/月額50円）

○基本型「結婚給付」新設

○基本型「複数口数制度」新設



1970年労働者福祉研究会に参加

○総合共済Ⅱ型（大型/月額500円）制度発足

○自動車共済A型制度発足

（対人/1000万円、対物/100万円）

○事故査定制度 14人

○火災共済制度発足（1400万円）

○出資金額 1口100円に改定

○自動車共済B型 新設（対人/2000万円、対物/100万円）

○総合共済Ⅰ型制度改定（基本型/月額100円）
○事故査定体制県支部に移行完了

○火災共済制度改定（2000万円）
「風水害等」を加える

○自動車共済C型 自損、無共済新設（対人/3000万円、対物/130万円）

○自動車共済A型廃止

○基本型加入者、100万人を突破

○自動車共済C型に家族搭乗者傷害をセット

○総合共済基本型 2口加入実施

○自動車共済C型 制度改定

（対人/5000万円、対物/200万円）

○火災共済掛金を引下げ

1981 1980 1979 1978 1977 1976 1975 1974 1973 1972 1971 1970 1969 1968 1967 1966 1965 1964 1963 1962

自治労事業本部の歩み

10月1日 自治労事業本部設立

○団体生命共済（普通死亡最高2000万円、災害死亡最高4000万円）制度発足



『自治新聞』第566号（1966年2月1日付）



発足当時のオルグ用リーフレット



全日本自治体労働者共済生活協同組合



「総合共済」は1966年の発足以来、全国の自治労の仲間が加入し、助け合いの礎として定着している慶弔共済制度。1971年に「大型」が発足した。

時代の変化に合わせた 制度改定

1982年～
1998年



1989年11月 官民の労働組合の全体が統一し、78組織800万人で連合が発足

1980年自治労事業本部の設立以降、自治労の共済は新たな共済制度を次々に開発しました。1982年には「退職者火災共済制度」、「退職者生命共済制度」を発足させるとともに、「病氣入院特約」（日額最高3,000円）を新設、1984年には「長期共済制度」が発足しました。時代の流れに合わせた制度設計を重ね、より充実した共済制度へと発展しました。



1995年7月、愛車見舞金制度改定。加入促進キャンペーンが実施された。



1995年の阪神淡路大震災での活動の様子

- 1 倒壊家屋の調査
- 2 避難生活での健康聞き取り
- 3 罹災証明書の受付
- 4 入浴受付

自治労共済の歩み

- 自動車共済B型廃止
- 自動車共済C型制度改定
(対人/8000万円、対物/200万円)
- 身体障がい者用自動車の加入範囲を設ける
- 火災共済制度改定(3000万円)
- 火災共済掛金を引き下げ



自治労第46回定期大会(札幌大会)から加入促進と教宣を目的として、会場内に相談コーナーを設置。写真は1985年第48回定期大会(山口大会)

- 自動車共済C型制度改定
(対人/1億円、対物/300万円)
- 火災共済引受口数を全労済と完全折半

- 自動車共済制度改定(掛金引き上げ、免責額引き上げ)

- 指定整備工場制度を実施
- 夜間休日事故受付を実施

- 火災共済制度改定(4500万円)
- 総合共済基本型制度改定
(月額200円に、重度障害給付を新設)

- 自動車共済第2次制度改定
(対物/500万円、免責額の引き下げ)

- 火災共済掛金を引き下げ

- 自動車共済相談員制度実施

- 自動車共済第3次制度改定
(対人/無制限、対物/1000万円)

- 火災共済制度改定(6000万円)

- 自動車共済第4次制度改定
(エアバッグ装備車特別見舞金を新設)

- 自動車共済夜間・休日事故フリーダイヤル実施

- 自動車共済第5次制度改定(家族搭乗500万円)
- 自動車共済愛車見舞金共済制度発定

自治労事業本部の歩み

- 退職者火災共済制度発定
- 退職者生命共済制度発定
- 団体生命共済病氣入院特約新設(日額最高3000円)

- 団体生命共済制度改定
(普通死亡最高3000万円、災害死亡最高6000万円)
- 団体生命共済病氣入院特約制度改定(1日最高5000円)
- 長期共済制度発定
- 退職者火災共済掛金引き下げ
- つなぎ共済制度発定

- 長期共済「看護共済金」制度を新設
- 団体生命推進委員制度発定
- JOY創刊

- 団体生命共済子ども料率引き下げ
- 団体生命共済死亡共済金の年金払い制度新設
(育英年金制度)
- 長期共済配偶者加入制度新設

- 行事・レクリエーション共済制度発定
- 団体生命共済病氣入院特約B型制度新設

- 野球チーム共済制度発定

- 長期共済第1回再計算による制度改定(4月)
- 団体生命共済病氣入院特約制度改定(免責期間の改善等)

- 学資共済制度発定

- 行事・レクリエーション共済制度改定

- 団体生命共済制度改定
(普通死亡5000万円、自宅療養見舞金等)
- 団体生命共済病氣入院特約制度改定
(1日最高10000円、成人病特約等)
- バレーボールチーム共済発定

- 長期共済第2回再計算(予定利率を7%から6%へ)制度改定

- 終身生命共済制度発定

- 長期共済第3回再計算(予定利率を2.75%へ)制度改定

- 団体生命共済制度改定(事故通院共済金新設等)

- 長期共済制度改定(医療保障・ガン倍額型新設)

自治労共済と 自治労事業本部との 統合

1999年～
2005年



2001年4月、事業基盤の安定をめざし、新「自治労共済」が発足

1990年代に入ると、バブル崩壊にともない日本経済は大きく変化し、各種共済制度の改定も必要になりました。

自治労共済は、時代に対応した共済事業を構築するため自治労事業本部との統合を決定。2001年に「新自治労共済」として再スタートしました。

労組事業から生協事業へ

こうしたなか、2001年9月、自治労事業本部の事業運営に端を発する一連の不祥事が発覚し

ました。自治労共済は共済事業の信頼回復と強化・発展にむけ、2002年、「行動憲章」「役員倫理規程」「コンプライアンス方針」を制定。また、「コンプライアンス・マニュアル」の作成、「コンプライアンス委員会」の設置を行うなど、現在に至るコンプライアンス体制の基礎を築きました。これらの取り組みと並行して、2002年から2003年にかけて、労組事業として実施されていた団体生命共済を県支部ごとに順次生協事業化しました。

また2003年には「共済事業・労組事業の経営主体のあり方」をまとめ、長期共済等を2004年10月に全労済に移管するなど、それまでの労組事業を生協事業へと移管していきました。



2003年当時発行された「団体生命共済加入促進マニュアル」。単組での学習会、個別オルグ等を支援する加入拡大ツールとして作成された

自治労共済の歩み

総合準備室発足

自治労事業本部の歩み

1999

- 長期共済第4回再計算制度改定(予定利率を1.5%へ)
- 長期共済年金保障増増型を事業停止
- 長期共済制度改定(医療保障死亡弔慰金20万円から50万円へ)

2000

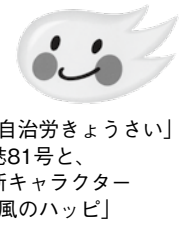
- 自動車共済第6次制度改定(無事故優遇掛金制度)
- 自然災害保障付火災共済制度発足

自治労共済・自治労事業本部事務局を部分統合

- 自治労きょうさい誌81号発行(自治労共済・自治労事業本部を統合した機関紙となる)

- 総合共済基本型制度改定(月額300円に)

2001



「自治労きょうさい」誌81号と、新キャラクター「風のハッピー」

新自治労共済発足合

- JOYを休刊(46号)
- 自動車共済独自の「夜間・休日事故受付センター」を開設

2002

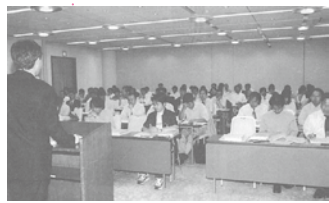
- 団体生命共済制度改定実施(厚生労働省認可を受け生協事業化)

- 行事・レクリエーション共済等、一部制度改定
- 長期共済制度改定(在職中の予定利率を1.0%へ、付加掛金を引き下げ)
- 学資共済の一部取扱いを募集停止、団体生命共済の発効に合わせて終身生命共済を募集停止

- コンプライアンス・マニュアルの策定、コンプライアンス委員会の設置

2003

- 「共済事業・労組事業の経営主体のあり方」について、長期共済等を2004年10月に全労済に移管する枠組み(長期共済予定利率を1.25%に引き上げ)を決定



- 愛車見舞金共済制度改定(見舞金限度額を100万円に)

2003年第12回自動車共済相談員研修会。厳しい競争時代到来の中、組合員の信頼を得る制度とするため、懸命な研修が行われた

2004

- 労組事業を全労済に契約移転、新長期共済、親子共済が制度実施



2004年1月の第128回中央委員会で、長期共済等の全労済への契約移転が決定。それぞれ新・長期共済、親子共済として制度実施

2005

- 自然災害共済制度制度改定(地震による保障限度額を1200万円に引き上げ)

- 労組事業閉鎖に伴い、旅レク共済事業契約廃止

長期共済等の 全労済への 移管について

2002年4月3日、自治労共済は、全労済と民間の生命保険会社1社に対し、「長期共済事業等の引き受け可能性についての検討申し入れ」を行いました。この申し入れに全労済は、「この間の団体生命共済や火災共済などでの提携関係も踏まえ、引き受けの意向」を示し、生命保険会社は、「現状でも企業年金の引き受けを抑制していることから困難」と回答しました。

これらを踏まえ、翌2003年5月の自治労第127回中央委員会において、「共済事業・労組事業の経営主体のあり方」が決定されました。このなかで、「自治労事業本部は、移管が困難なもの以外は自治労共済または全労済へ移管すること」「自治労共済は、短期保障中心の制度体系を確立し、全労済との連携を通して総合生活保障・生涯生活保障体系を強化すること」という方針が決定されています。

自治労共済は、この方針の決定を受け、長期共済等の全労済への移管に組織を挙げて取り組み、移管前と移管後の保障内容を対比した資料を元に、全国約300カ所で説明会を開催するなどし、約33万6,000人の既契約者に訴えて合意形成をはかりました。結果、異議申し立てはわずか2人にとどめることができました。

総合保障体系の充実と、 全労済との統合

2006年～
2016年



2011年6月 全労済自治労共済本部として、初めての経営委員会が開催される

新自治労共済のあゆみ

- 自治労共済創立40周年祝賀会
- 「自治労きょうさい」誌100号を発行
- 「自治労共済40年史」刊行
- 「自治労共済全国集会」を初めて開催(新潟県湯沢町)



2006年6月26日、東京都内のホテルにて、自治労共済創立40周年レセプション開催



「自治労きょうさい」誌100号

- 新事務システムが稼働
- 生協法改正に伴い、定款を一部改定
- 自動車共済の第7次制度改定(人身傷害補償、愛車見舞金ワイド型の導入、24時間365日事故受付・ロードアシスタンスサービス実施、等)
- 「税制適格年金」を新設

- 団体生命共済制度改定(傷害入院・病氣入院で「日帰り入院保障実施、傷病諸費用特約新設、等」)
- 全労済との統合を組織決定(自治労第81回定期大会・熊本)、「基本合意書」締結
- 全労済と自治労共済で「統合準備委員会」および「統合作業委員会」を設ける

- 保険法の施行に伴い、定款の一部および全事業規約の改定を実施
- 自然災害共済制度改定(「大型タイプ」を新設)
- 団体生命共済事業細則の一部改定(「健康告知事項」の変更)
- 長期共済制度改定(適用される全労済の制度を、「団体年金共済」から「新団体年金共済」に変更、本人年金年額限度を120万円に引き上げ等)

- 全労済との統合の最終確認(自治労第142回中央委員会・奈良/第108回自治労共済臨時総代会・奈良)

全労済自治労共済本部・自治労共済生協のあゆみ

○全労済・自治労共済統合(6月)



2011年の東日本大震災では、自治労の多くの仲間がボランティア活動で支援した

- 団体生命共済・火災共済・自然災害共済などを全労済に移管(6月)
- じちろうマイカー共済発足(6月)
- 総合共済制度改定(6月)

- 自賠責共済の提供開始(6月)
- 第1回じちろう全国共済集会(11月)
- 退職組合員承認基準の緩和(12月)

- シンプルパックの提供開始(3月)
- 火災共済・自然災害共済(住まいる共済)制度改定(9月)



2014年11月第1回じちろう全国共済集会

- マイカー共済制度改定・団体割引率改定(2月)
- 退職後共済80歳満期型医療・遺族保障、介護保障制度の提供開始(4月)
- 団体生命共済51歳以上の加入年齢制度の撤廃(6月)
- 長期共済55歳以上、税制適格年金50歳以上の加入年齢拡大(6月)
- 小口型団体生命共済の提供開始(6月)
- 自治労共済生協創立50周年(6月)

法律の改正

共済と生損保とのイコール・フッティング(同じ土俵、同じ規制の下での運営)が叫ばれるようになり、関係する法律の改定が次々と行われました。これにより共済も、さまざまな規制の下に置かれました。特に2008年4月に施行された「改正生協法」では、共済募集上の規制・禁止行為について、保険業法が準用され、募集人と非募集人が明確に区分されました。そして、2010年4月に新たに施行された保険法では、保険契約と共済契約を共通ルールの下に置いています。

2006年6月、自治労共済は創立40周年を迎えました。その後自動車共済の第7次改定、税制適格年金の発足や、病氣・事故時の「日帰り入院保障」を軸とする団体生命共済制度の改定など、総合保障体系の充実をはかってきました。

しかし、長引く景気低迷や、少子・高齢化が進むなかで自治体の財政状況も悪化し、新規採用者の抑制やアウトソーシングによる総人件費の圧縮が行われました。組合員をとりまく情勢が厳しさを増すとともに、自治労共済の契約量も徐々に減少し、右肩下がりの傾向が明らかになってきました。

さらに、金融自由化に端を発した外資参入などにより、生損保業界の生き残り競争は激しくなりました。

「基本理念」に基づく 全労済との統合

背景

自治労共済は組合員同士の助け

2016

2015

2014

2013

2012

2011

2011

2010

2009

2008

2007

2006

合いを理念に、組合員の利益が将来的により良く維持されること、労働運動への寄与をめざし、自治労運動と車の両輪となって成長してきました。

しかし、共済をめぐる法制度が次々と改正される中で、自治労共済の役職員も共済のプロフェッショナルとなることがより強く求められるようになりました。

また、自治労共済は、中長期的な加入者の減少、県支部間の格差拡大などの課題を抱え、現状の延長線では中長期にわたり事業を継続することは困難と考えられました。労働運動への寄与の意義を高く保ち、組合員の利益を確保（共済事業の健全性を確保）するため、抜本的な対応策が求められていました。

全労済からの申し入れ 統合に関する協議開始

自治労共済は2007年7月30日、全労済から「共済生協の大同団結」を目的とした「統合参加に向けた協議の申し入れ」を受けま

した。自治労と自治労共済は、統合参加のメリット・デメリットを明らかにした上で、議論を重ね、全労済に対して「統合問題の組織議論のための基本的考え方について」を示しました。

これは、的確な組織討議を行うために、統合に関する3つの基本理念（長期にわたる組合員の利益の確保、単組・県支部への手数料・交付金の確保、経営の健全性の確保）を明らかにし、20項目の具体的な課題を提示したものでした。

定期大会で、統合協議の開始を確認

2008年5月7日、全労済からの回答を受け、同年8月の自治労第80回定期大会（千葉大会）で、全労済と統合に関する協議を開始することを決定しました。

自治労第81回定期大会（熊本大会）で 組織決定へ

自治労共済と全労済は統合検討委員会を設置し、2008年12月1日、「統合スキーム案」を確認

しました。

その後、機関会議で統合スキーム案や、統合に関する組織討議原案などを提案し、具体的な組織討議に入りました。そして、組織討議の後、2009年8月の自治労第81回定期大会で、「自治労共済の全労済への統合」の組織決定に至りました。

全労済との統合が成立

2011年5月の自治労第142回中央委員会、自治労共済第108回臨時総代会で統合の最終確認がされました。

自治労共済と全労済は2011年5月31日、「全国統合参加に関する協定書」およびその付随文書を締結し、2011年6月1日をもって統合が成立しました。

自治労共済は、引き続き自治労運動と車の両輪として、また地域の仲間との連携を通じて組合員の助け合いの輪と団結の礎を築いていきます。

（統合後自治労共済は、全労済の部門である「全労済自治労共済本部」と、単協である「自治労共済生協」の2法人体制になっています）

全労済との統合3つの「基本理念」

3つの
「基本理念」

長期にわたる組合員の利益の確保

単組・県支部への手数料・交付金の確保

経営の健全性の確保

統合の完結

2013年6月 全労済・自治労共済の統合が完結しました。

これにより各制度の引き受け団体は次のようになりました。

・**総合共済**…自治労共済生協が全額引き受け（自治労共済生協から全労済に全額再共済）。

・**団体生命共済／火災共済／自然災害共済**…全労済が全額引き受け（自治労共済生協引き受け分はなし）。

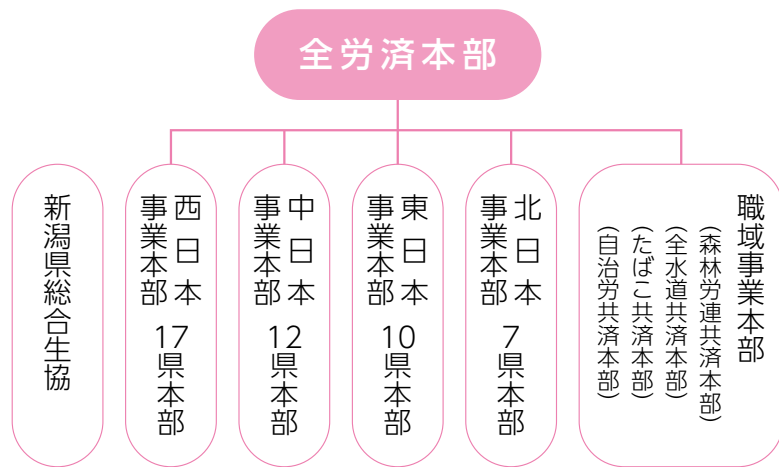
・**長期共済／税制適格年金／親子共済**…全労済が全額引き受け（自治労共済生協の受託共済事業は解消）。

・**じちろうマイカー共済**…全労済が全額引き受け。

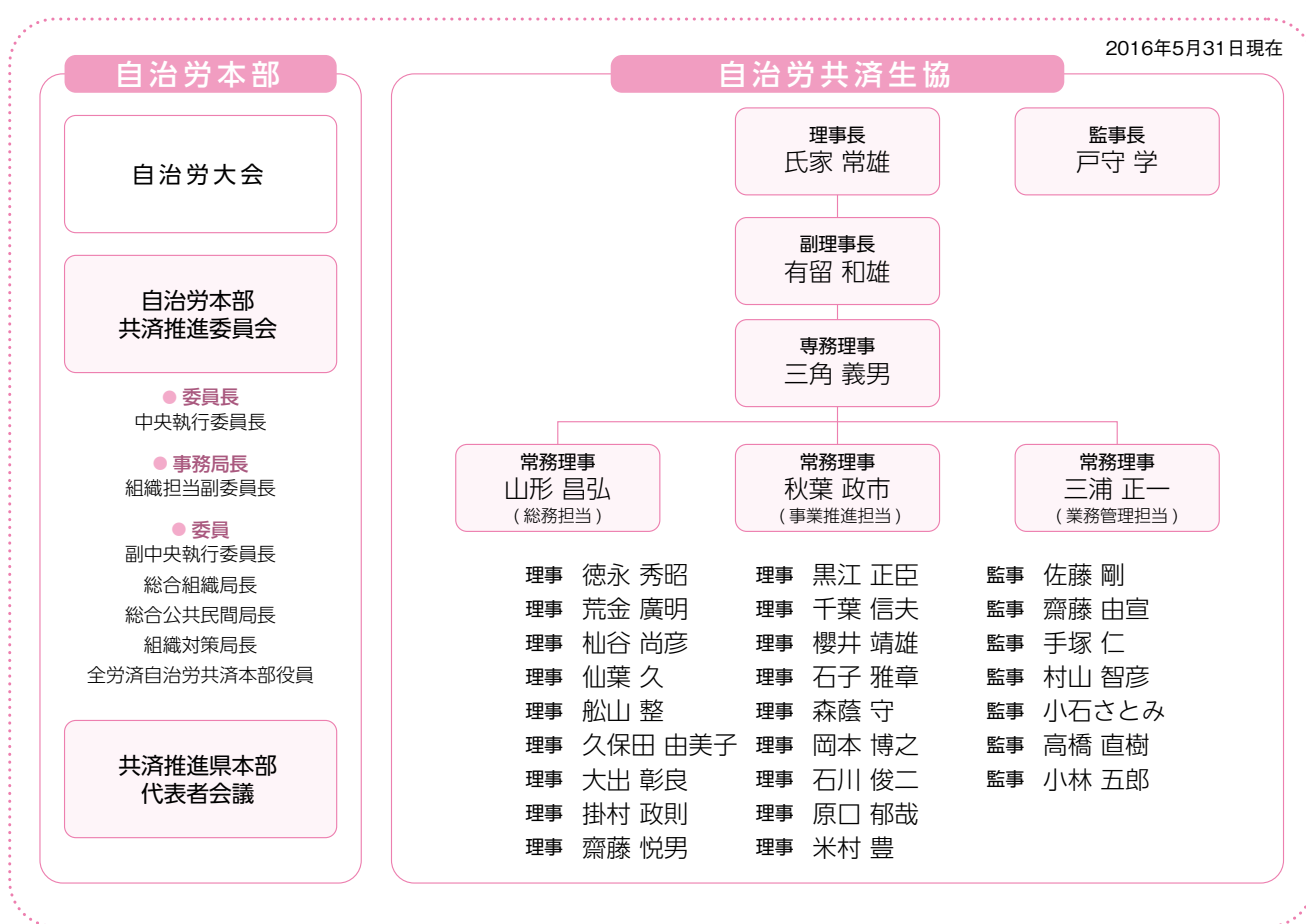
・**自動車共済**…2013年6月全労済に包括移転。ただし、2013年6月以降に発効・更新した自動車共済は、自治労共済生協が全額引き受けを行い、自治労共済生協から全労済に全額再共済しています。

（自治労共済生協の自動車共済は、2019年4月末をもって廃止します）

◆全労済組織図



◆機関・推進体制



じちろう 共済制度 ラインナップ

▼ たすけあいの共済

総合共済
基本型
追加型
総合（慶弔）共済

- 総合共済基本型はじちろう共済の基盤となる慶弔共済制度です。
- 助け合いの気持ちを全国に広げるための礎となる共済で、全国の仲間が加入しています。

▼ いのちと健康の保障(死亡保障・医療保障)

団体生命共済
団体定期生命共済

- 1年満期の生命共済です。家計にやさしい掛金で大きな安心。組合員本人が加入すれば、配偶者・お子さまも加入できます。
- もしものときの保障はもちろん、入院や通院・手術など、医療保障も充実しています。

▼ 退職後のための積み立て

長期共済
在職中：新団体年金共済
退職後：新団体年金共済
個人年金共済
個人長期生命共済
終身生命共済

- 退職後の保障のための積み立て制度です。
- 在職中に掛金を積み立て、その積立金をもとに、退職時に保障を選択します。

- 組合員本人の年金のための積み立て制度です。
- 積立期間中の掛金が個人年金保険料控除の対象となります。

税制適格年金
新団体年金共済

▼ お子さまのための積み立て

親子共済
個人長期生命共済

- お子さまの高校卒業該年度に満期共済金をお支払いする積み立て制度です。
- 万一親やお子さまが死亡・重度障がいになられた場合には、共済金をお支払いします。

▼ 要介護状態に備える一生涯の保障

介護保障

- 寝たきりや認知症で要介護状態になったときの生活費をサポートします。
- 健康なときから加入する一生涯の保障です。
- 介護に絞ったシンプルな保障です。

▼ 住まいの保障

新火災共済
新風水害等給付金付火災共済

- 大切な住宅・家財を火災中心にしっかり備えるための共済です。
- 新火災共済と新自然災害共済のセット加入で、火災・落雷・風水害・地震から盗難まで幅広く備えることができます。

新自然災害共済
新自然災害共済

全労済の住まいる共済
新火災共済・新自然災害共済・個人賠償責任共済

「住まいる共済」は、新火災共済と新自然災害共済をあわせた呼び名です。

▼ クルマに関する補償

マイカー共済
自動車総合補償共済

- 手厚い補償でカーライフをがっちり守ります。
- ベースとなる「標準型」は、対人賠償・対物賠償無制限をはじめ、交通事故での失職を防ぐために起訴前の弁護士費用も支払う特約などがセット。

- 法律によってすべての自動車（二輪車を含む）・原付自転車に加入が義務付けられています。
- じちろうマイカー共済とあわせての加入をおすすめしています。

自賠償共済
自動車損害賠償責任共済

▼ 臨時・非常勤等職員向け

シンブルバック
終身生命共済・個人長期生命共済

- 臨時・非常勤等の自治労組合員向けの、医療保障＋生命保障です。
- 年齢別掛金型と掛金一律型の2種類があります。

これからの 50 年にむけて

50年前、私たちの先達は、社会保障制度や社会福祉政策の不足を目の当たりにし、同じ職域で働く労働者同士が連帯して相互に助け合いを行う自主的な福祉運動を創ろうと決意しました。

何もない状態から最初の一步を踏み出すまでには、さぞかし多くの苦労があったことと思われます。自治労運動の方針のなかに「自治労共済」が初めて具体的に盛り込まれたのは1962年8月の山口大会のことですが、ここから事業を開始する1966年6月まで、実に5年近くの歳月を要しています。契約者から掛金をお預かりし、事故に遭った被共済者に共済金をお支払いするという、今では当たり前のように行われている業務も、最初に行われたときは発起人をはじめとする関係者一同にどれほどの喜びをもたらしたのだろうと想像すると、万感の思いがあります。

私たちは、私たちの先達が思い描いた50年後の姿に到達しているのだろうかとお問うることがあります。

全労済自治労共済本部と自治労共済生協を一体的な組織とみなせば、50年前に比べ、制度ラインナップははるかに充実し、事務処理は迅速かつ精緻に行われるようになりました。本部事務局には、総務部門、事業推進部門、業務管理部門、内部監査部門を置き、全労済の単位本部として唯一、47の県支部を有しています。

ある意味では、50年前に思い描かれた姿を大きく凌駕するほど成長を遂げたといえます。しかし、一方で、私たちにとって最も重要な「事業推進力」を——組合員が最も必要としている「求心力」を——十分に発揮できる組織とはなっていません。私たちの事業の本質は、組合員により強固な団結の場を提供することにあります。近年加入が減り続けている事実を重く受け止め、気を引き締めなければなりません。

私たちが進むべき道は、50年前に起案された設立趣意書のなかにすでに示されています。

あらたな50年にむけ、役職員一丸となり、進むべき道をひたすら前進する所存です。組合員と協力団体の皆さま、関係者の皆さまの一層のご支援とご協力をお願いし、結びとさせていただきます。

自治労共済50年小史 自治労共済 50年の歩み

発行日：2016年7月26日
 発行：全日本自治体労働者共済生活共同組合・全労済自治労共済本部
 〒102-8403 東京都千代田区六番町 2-15 自治労第2会館
 [電話]03-5276-0700 [FAX]03-5210-7427
<http://www.jichiro-kyosai.jp/> <http://zenrosai.coop/zenkoku/jichiro/jichiro.php>
 発行人：氏家 常雄
 編集：全日本自治体労働者共済生活協同組合(総務部)・全労済自治労共済本部(総務部)